

## 〔R0222〕 建築士法

建築士事務所に関する次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。

1. 建築士事務所の開設者は、「配置図、各階平面図等の設計図書」、「工事監理報告書」及び「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第27条第1項に規定する小規模建築物の建築に係る設計を行った場合に必要図書」で、保存しなければならないと定められているものについては、作成した日から起算して15年間保存しなければならない。
2. 管理建築士は、自らが管理する建築士事務所の規模にかかわらず、当該建築士事務所において専任でなければならない。
3. 建築士事務所の開設者は、延べ面積が300㎡の建築物の新築について、他の建築士事務所の開設者から設計の業務の一部を受託する設計受託契約を締結したときは、遅滞なく、設計図書の種類、報酬の額及び支払の時期等を記載した書面を、当該委託者である建築士事務所の開設者に交付しなければならない。
4. 管理建築士は、その建築士事務所に属する他の建築士が設計を行った建築物の設計図書について、設計者である建築士による記名に加えて、管理建築士である旨の表示をして記名しなければならない。

〔R0222〕 正答 4

1. 正しい。建築士法24条の4第2項、規則21条4項及び5項により、建築士事務所の開設者は、建築士事務所の業務に関する図書で所属する建築士が建築士事務所の業務として作成した「所定の設計図書」、「工事監理報告書」又は「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第27条第1項に規定する小規模建築物の建築に係る設計を行った場合に必要な図書（評価の結果に関する書面又は建築主から評価及び説明を要しない旨の意思の表明があった場合の書面）」を作成した日から15年間保存しなければならない。
2. 正しい。士法24条1項により、建築士事務所の開設者は、事務所ごとに、その規模にかかわらず、それぞれ事務所を管理する専任の建築士(管理建築士)を置かなければならない。
3. 正しい。士法24条の8により、建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を締結をしたときは、原則として、遅滞なく、所定の事項を記載した書面を委託者に交付しなければならない。他の建築士事務所の開設者(委託者)から、設計の業務の一部を受託する設計受託契約であっても同様である。なお、士法22条の3の3により、延べ面積が300㎡を超える建築物の新築に係る設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、所定の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
4. 誤り。士法20条1項により、設計を行った建築士が、その設計図書に一級建築士、二級建築士又は木造建築士である旨の表示をして記名をしなければならないが、管理建築士の表示・記名は必要ない。設計図書の一部を変更した場合も同様である。